

報告第 2 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

## 専決処分書

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り（時効分）に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月14日

足立区長 近藤 弥生

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り（時効分）に関する和解について

足立区は、会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り（時効分）について、下記のとおり、和解する。

## 記

### 1 相手方

足立区足立在住者 他 11名

### 2 和解の内容

足立区は、相手方に和解金として1,704,098円（12名分）を支払う。

### 3 事故の概要

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の報酬算定に誤りがあり、当該職員24名について過去3年分に遡り休日給及び夜勤手当の報酬が未支給であることが判明し、うち12名分1,704,098円が時効成立していた。